

獣害予防施設設置事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 青木村における猪・鹿・狸など獣害による農作物への損害に対する経済的負担の軽減を図るため、予算の範囲内において獣害による被害の未然防止策として被害予防施設の設置に要した費用を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象作物)

第2条 この補助金の対象作物は、水稲、野菜、果樹等とする。

(交付対象者)

第3条 交付対象者は、村内農地において獣害予防施設（金網、トタン、ネット及び電気柵等の予防施設をいう）を設置する際に25,000円以上の費用が発生した、村内に住所を有する者または青木村認定新規就農者とする。

(補助金申請)

第4条 補助金を受けようとする者は、獣害予防施設設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に、事業計画書、見積書の写し等を添付して村長に提出するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の交付額は、施設の設置に要した経費の30%以内とする。
なお、補助金の額は1人につき10万円を限度とする。但し、他事業による助成を受けて施設を設置した場合は交付の対象としない。

(補助金の決定)

第6条 村長は第4条による申請があったときは、内容を審査し適当と認めるときは、獣害予防施設設置事業補助金交付決定通知書（様式第2号）を申請者に交付するものとし、不適当と認めるときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 第6条により交付決定を受け補助金の請求をしようとする者は、獣害予防施設設置事業補助金請求書（様式第3号）に領収書の写し等を添付して村長に提出するものとする。

(補助金の支給)

第8条 村長は、第7条の規定により補助金交付請求書が提出されたときは、補助金を当該申請者に支給するものとする。

(補助金交付決定の取り消し)

第9条 村長は、補助金交付決定後、偽りその他不正の手段により補助金申請をしたことがわかったときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

(附 則) この要綱は、平成14年9月18日から施行する。

一部改正 平成30年5月1日